



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年10月18日火曜日 第2311号

### ◇ 目次 ◇

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び愛媛県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則..... 884

### 告 示

救急病院の協力申出..... 885  
 土地改良区の定款変更の認可..... 886  
 道路の区域変更（一般国道378号）..... 886  
 道路の供用開始（一般国道378号）..... 886  
 落札者等の告示..... 886

### 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... 886

### 教育委員会規則

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則..... 891

### 教育委員会告示

平成24年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項..... 895  
 平成24年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項..... 900  
 平成24年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項..... 902

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第39号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び愛媛県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中村時広

### 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び愛媛県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正）

**第1条** 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前																																														
<b>様式第1号</b> （第2条、様式第2号、様式第5号関係） 指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> 注 省略 別紙1～別紙9 省略 別紙10 特定施設入居者生活介護事業者・介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定に係る審査事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">施設区分 （当該施設にを記入してください。）</td> <td style="width: 15%;">省略</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">施設開設年</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム △</td> <td></td> <td>月日</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> </table> 注 省略					省略					施設区分 （当該施設にを記入してください。）	省略		施設開設年	年 月 日	養護老人ホーム △		月日		省略					<b>様式第1号</b> （第2条、様式第2号、様式第5号関係） 指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> 注 省略 別紙1～別紙9 省略 別紙10 特定施設入居者生活介護事業者・介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定に係る審査事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">施設区分 （当該施設にを記入してください。）</td> <td style="width: 15%;">省略</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">施設開設年</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>高齢者専用賃貸住宅</td> <td></td> <td>月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム △</td> <td></td> <td>施設開設年</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> </table> 注 省略					省略					施設区分 （当該施設にを記入してください。）	省略		施設開設年	年 月 日	高齢者専用賃貸住宅		月日		養護老人ホーム △		施設開設年	年 月 日	省略				
省略																																																			
施設区分 （当該施設にを記入してください。）	省略		施設開設年	年 月 日																																															
	養護老人ホーム △		月日																																																
省略																																																			
省略																																																			
施設区分 （当該施設にを記入してください。）	省略		施設開設年	年 月 日																																															
	高齢者専用賃貸住宅		月日																																																
	養護老人ホーム △		施設開設年	年 月 日																																															
省略																																																			

別紙11～別紙16 省略  
付表 省略

別紙11～別紙16 省略  
付表 省略

(愛媛県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部改正)

第2条 愛媛県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成13年愛媛県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p style="text-align: center;"><u>愛媛県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧所)</p> <p><b>第2条</b> 登録簿の閲覧の場所(以下「閲覧所」という。)は、<u>別表に掲げる場所</u>に置く。</p> <p>(閲覧手続)</p> <p><b>第5条</b> 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧申込簿(別記様式)に必要な事項を記入し、<u>地方局長の承認</u>を受けなければならない。</p> <p>(閲覧上の遵守事項)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 <u>地方局長は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を禁止することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>省略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 西条市喜多川796番地 1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">愛媛県東予地方局建設部内</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2 松山市北持田町132番地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">愛媛県中予地方局建設部内</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 宇和島市天神町7番1号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">愛媛県南予地方局建設部内</td> </tr> </table> <p>別記様式(第5条関係) サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧申込簿</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> </table>	1 西条市喜多川796番地 1	愛媛県東予地方局建設部内	2 松山市北持田町132番地	愛媛県中予地方局建設部内	3 宇和島市天神町7番1号	愛媛県南予地方局建設部内	省略	<p style="text-align: center;"><u>愛媛県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第6条に規定する<u>高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿</u>(以下「登録簿」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧所)</p> <p><b>第2条</b> 登録簿の閲覧の場所(以下「閲覧所」という。)は、<u>愛媛県土木部道路都市局建築住宅課内</u>に置く。</p> <p>(閲覧手続)</p> <p><b>第5条</b> 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧申込簿(別記様式)に必要な事項を記入し、<u>知事</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(閲覧上の遵守事項)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 <u>知事は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を禁止することがある。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>省略</p> <p>別記様式(第5条関係) <u>高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧申込簿</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> </table>	省略
1 西条市喜多川796番地 1									
愛媛県東予地方局建設部内									
2 松山市北持田町132番地									
愛媛県中予地方局建設部内									
3 宇和島市天神町7番1号									
愛媛県南予地方局建設部内									
省略									
省略									

**附 則**

- この規則は、平成23年10月20日から施行する。
- この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則様式第1号の規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

**告 示**

○愛媛県告示第1208号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	宇和島市	平成26年10月14日まで

○愛媛県告示第1209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市北条土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年10月18日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第1210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	378号	西予市三瓶町有太刀字トビガウラ105番3から 同町有太刀字トビガウラ707番まで	旧	メートル 4.0～14.5	キロメートル 0.075	
		西予市三瓶町有太刀字トビガウラ98番2から 同町有太刀字トビガウラ707番まで	新	6.0～28.6	0.075	

○愛媛県告示第1211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市三瓶町有太刀字トビガウラ98番2から 同町有太刀字トビガウラ707番まで	平成23年10月18日

○愛媛県告示第1212号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県歴史文化博物館文化財用X線透過撮影システム整備業務一式	愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年9月21日	四国八洲薬品株式会社 松山営業所 松山市来住町1445番地1	53,655,000円	一般競争入札	平成23年8月12日

訓 令

○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項	別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
建 築 住 宅 課	1～16 省略					
	17 高 齢者 の居 住の 安定 確保 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 高齢者居住安定確保計画に 関すること。				
		(1) 策定及び変更（第4条第1 項、第6項、第7項）	—			
		(2) 策定及び変更に係る市町と の協議（第4条第5項、第7 項）		—		
		(3) 策定及び変更に係る地域住 宅協議会の意見聴取（第4条 第5項、第7項）		—		

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
建 築 住 宅 課	1～16 省略					
	17 高 齢者 の居 住の 安定 確保 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 高齢者円滑入居賃貸住宅に 関すること。				
		(1) 登録（第4条、第7条第2 項）			—	
		(2) 変更の登録（第7条第2項、 第8条）			—	
		(3) 登録簿の閲覧（第9条）			—	
		(4) 賃貸人に対する助言又は指 導（第12条）			—	
		(5) 登録事項の訂正等の指示 （第13条）			—	
		(6) 登録の取消し（第7条第2 項、第14条第1項、第3項）			—	
		(7) 登録の消除（第15条）			—	
		2 指定登録機関に關すること。				
		(1) 指定（第17条第1項、第20 条第1項）		—		
		(2) 名称等の変更の届出の処理 （第20条第2項、第3項）		—		
		(3) 登録事務規程の認可及び変 更の認可（第22条第1項）		—		
		(4) 登録事務規程の変更命令 （第22条第3項）		—		
		(5) 監督命令（第24条）		—		
		(6) 報告の徴収及び立入検査 （第25条第1項）			—	
		(7) 登録事務の休止及び廃止の 許可（第26条）		—		
		(8) 指定の取消し（第27条）		—		
		(9) 登録事務の実施等の公示 （第28条第2項）		—		
		3 供給計画に關すること。				
	(1) 認定（第30条第1項、第32 条）		—			
	(2) 変更の認定（第32条、第33 条）		—			
	(3) 認定の取消し（第32条、第 40条）		—			



行に 関す る事 務				
24~27 省略				
28 高 齢者 の居 住の 安定 確保 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 サービス付き高齢者向け住宅事 業の監督に關すること。			
	(1) 報告の徴収及び立入検査(第 24条第1項)			—
	(2) 登録事項の訂正の申請等の指 示(第25条)			—

備考 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
建 築 指 導 課	1~13 省略				
	14 高 齢者 の居 住の 安定 確保 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 サービス付き高齢者向け住宅事 業の登録に關すること。			
(1) 登録(第5条第1項、第7条 第3項から第5項まで、第8条 第2項)				—	
(2) 変更の届出の処理(第9条第 1項、第3項、第4項)				—	
(3) 登録簿の閲覧(第10条)				—	
(4) 地位の承継の届出の処理(第 9条第3項、第4項、第11条第 3項、第4項)				—	
(5) 廃業等の届出の受理(第12条 第1項、第2項)				—	
	(6) 登録の抹消(第13条第1項第 1号、第2号、第2項)			—	

行に 関す る事 務				
24~27 省略				

備考 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
建 築 指 導 課	1~13 省略				

2	<u>サービス付き高齢者向け住宅事業の監督に関すること。</u>			
(1)	<u>報告の徴収及び立入検査（第24条第1項）</u>			—
(2)	<u>登録事項の訂正の申請等の指示（第25条）</u>			—
(3)	<u>登録の取消し（第13条第1項第3号、第2項、第26条）</u>	—		
(4)	<u>所在不明者等に係る公告及び登録の取消し（第13条第1項第3号、第2項、第27条第1項）</u>	—		

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

**第3条** 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(61) 省略</p> <p><u>(61)の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第24条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること（高齢者生活支援サービスに係るものに限る。）。</u></p> <p><u>(61)の3 高齢者居住法第25条の規定に基づく登録事項の訂正の申請等の指示に関すること（高齢者生活支援サービスに係るものに限る。）。</u></p> <p>(61)の4 省略</p> <p>(62)～(78) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(61) 省略</p> <p><u>(61)の2 高齢者居住法第5条第1項の規定に基づく登録に関すること。</u></p> <p><u>(61)の3 高齢者居住法第9条第1項の規定に基づく変更の届出の処理に関すること。</u></p> <p><u>(61)の4 高齢者居住法第11条第3項の規定に基づく地位の承継の届出の処理に関すること。</u></p> <p><u>(61)の5 高齢者居住法第12条第1項及び第2項の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(61)の6 高齢者居住法第13条第1項の規定に基づく登録の抹消に関すること。</u></p> <p><u>(61)の7 高齢者居住法第24条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること（高齢者生活支援サービスに係るものを除く。）。</u></p> <p><u>(61)の8 高齢者居住法第25条の規定に基づく登録事項の訂正の申請等の指示に関すること（高齢者生活支援サービスに係るもの</u></p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(61) 省略</p> <p><u>(61)の2 介護保険法施行規則第15条第3号の規定に基づく適合高齢者専用賃貸住宅の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(61)の3 省略</p> <p>(62)～(78) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(61) 省略</p>

を除く。)。。

(61)の9 高齢者居住法第26条第1項及び第2項の規定に基づく登録の取消しに関すること。

(61)の10 高齢者居住法第27条第1項の規定に基づく所在不明者等に係る公告及び登録の取消しに関すること。

(62)～(76) 省略

6 省略

(62)～(76) 省略

6 省略

**附 則**

この訓令は、平成23年10月20日から施行する。

**教育委員会規則**

**○教育委員会規則5号**

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成23年10月18日

愛媛県教育委員会教育長 藤 岡 澄

**愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則**

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
<b>別表第1の1（第2条関係）</b>								<b>別表第1の1（第2条関係）</b>							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
省略								省略							
三島高等学校	3年	普通科 商業科 情報デザイン科	720 120 <u>80</u>					三島高等学校	3年	普通科 商業科 情報デザイン科	720 120 <u>120</u>				
省略								省略							
新居浜西高等学校	3年	普通科	<u>880</u>	省略				新居浜西高等学校	3年	普通科	<u>920</u>	省略			
省略								省略							
西条農業高等学校	3年	生産科 食農科 農業土木科 グリーン環境科 環境工学科	<u>40</u> <u>80</u> <u>40</u> <u>40</u> <u>80</u>					西条農業高等学校	3年	生産科 食農科 農業土木科 グリーン環境科 環境工学科	<u>80</u> <u>40</u> <u>80</u> <u>80</u> <u>40</u>				



		生活科学科	40																
		生活デザイン科	80																
省略																			
東予高等学校	3年	普通科	40																
		機械科	120																
		電気システム科	120																
		建設工学科	120																
省略																			
今治工業高等学校	3年	機械科	120																
		電子機械科	120																
		電気科	120																
		情報技術科	120																
		環境化学科	120																
		繊維工学科	40																
		デザイン科	40																
		繊維デザイン科	80																
省略																			
松山東高等学校	3年	普通科	1,120																
省略																			
松山北高等学校	3年	普通科	1,120																
省略																			
小田高等学校	3年	普通科	200																
伊予農業高等学校	3年	生物工学科	120																
		園芸流通科	120																
		食品化学科	120																
		生活科学科	120																
		環境開発科	120																
		生活科学科	80																
		生活デザイン科	40																
省略																			
東予高等学校	3年	普通科	80																
		機械科	120																
		電気システム科	120																
		建設工学科	120																
省略																			
今治工業高等学校	3年	機械科	120																
		電子機械科	120																
		電気科	120																
		情報技術科	120																
		環境化学科	120																
		繊維工学科	80																
		デザイン科	80																
		繊維デザイン科	40																
省略																			
松山東高等学校	3年	普通科	1,160																
省略																			
松山北高等学校	3年	普通科	1,160																
省略																			
小田高等学校	3年	普通科	220																
伊予農業高等学校	3年	生物工学科	120																
		園芸流通科	120																
		食品化学科	120																
		生活科学科	120																
		環境開発科	120																

		特用林産科	80				
伊予高等学校	3年	普通科	1,000				
中山高等学校	3年	普通科 特用林産科	30 30				
省略							
八幡浜高等学校	3年	普通科 商業科 情報ビジネス科	480 240 80	省略			
省略							
三崎高等学校	3年	普通科	180				
三瓶高等学校	3年	普通科	180				
宇和高等学校	3年	普通科 生物工学科	320 120				
省略							
吉田高等学校	3年	普通科 機械科 機械建築工学科 電気電子科 建築科	240 80 40 120 80				
三間高等学校	3年	普通科 農業機械科	100 100				
省略							
省略							
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	520 120				

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員
-----	-------------	---	------	----	------

		特用林産科	40				
伊予高等学校	3年	普通科	1,040				
中山高等学校	3年	普通科 特用林産科	60 60				
省略							
八幡浜高等学校	3年	普通科 商業科 情報ビジネス科	480 240 120	省略			
省略							
三崎高等学校	3年	普通科	200				
三瓶高等学校	3年	普通科	200				
宇和高等学校	3年	普通科 生物工学科	360 120				
省略							
吉田高等学校	3年	普通科 機械科 電気電子科 建築科	240 120 120 120				
三間高等学校	3年	普通科 農業機械科	110 110				
省略							
日吉分校				4年 農業科	昼	40	
省略							
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	560 120				

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員
-----	-------------	---	------	----	------

松山盲学校	視覚 障害 者	省略				
		高 等 部	本 科	3 年	普通科	24
					保健理 療科	24
専攻 科	3年	理療科	24			
松山聾学校	聴覚 障害 者	省略				
		高 等 部	本 科	3 年	普通科	24
理容科	24					
しげのぶ特別 支援学校	肢体 不自 由者 及び 病弱 者 (身 体虚 弱者 を含 む。)	省略				
		高 等 部	本 科	3 年	普通科	72
みなら特別支 援学校	省略					
松山城北分校	知的 障害 者	高 等 部	本 科	3 年	普通科	8
					産業科	8
省略						
宇和特別支援 学校	聴覚 障害 者	省略				
		高 等 部	本 科	3 年	普通科	24
	省略					
省略						

備考 省略

松山盲学校	視覚 障害 者	省略				
		高 等 部	本 科	3 年	普通科	26
					保健理 療科	26
専攻 科	3年	理療科	26			
松山聾学校	聴覚 障害 者	省略				
		高 等 部	本 科	3 年	普通科	26
理容科	26					
しげのぶ特別 支援学校	肢体 不自 由者 及び 病弱 者 (身 体虚 弱者 を含 む。)	省略				
		高 等 部	本 科	3 年	普通科	76
みなら特別支 援学校	省略					
省略						
宇和特別支援 学校	聴覚 障害 者	省略				
		高 等 部	本 科	3 年	普通科	26
	省略					
省略						

備考 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(高等学校の入学定員の特例)

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成24年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程	
	学科	入学定員
新居浜西高等学校	普通科	280
西条農業高等学校	食農科学科	40
	環境工学科	40
	生活デザイン科	40

今治工業高等学校	繊維デザイン科	40
松山東高等学校	普通科	360
松山北高等学校	普通科	360
小田高等学校	普通科	60
伊予農業高等学校	特用林産科	40
伊予高等学校	普通科	320
宇和高等学校	普通科	80
吉田高等学校	機械建築工学科	40
三間高等学校	普通科	30
	農業機械科	30
南宇和高等学校	普通科	160

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	全日制の課程	備考
	学科	
三島高等学校	情報デザイン科	平成24年度から生徒募集を停止
八幡浜高等学校	情報ビジネス科	同
吉田高等学校	機械科	同
	建築科	同

(特別支援学校の入学定員の特例)

4 別表第4備考本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成24年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	学校が行う教育の対象者	部		学科	入学定員
松山城北分校	知的障害者	高等部	本科	普通科	8
				産業科	8

## 教育委員会告示

### ○愛媛県教育委員会告示第5号

平成24年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成23年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

#### 平成24年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

平成24年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

#### 第1 募集

- 平成24年度県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、一括して募集すること（以下「くくり募集」という。）

ができる。

また、理数科については、普通科とのくくり募集ができる。

#### 第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の定めるところによる。

#### 第3 一般入学者選抜

##### 1 実施学科

平成24年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

##### 2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあっては当該学科の募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

##### 3 出願

###### (1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。  
ア 平成24年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学

校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

### (2) 出願期間

ア 出願期間は、平成24年2月17日（金）午前9時から同月23日（木）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月23日（木）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- イ 保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、(5)の志願変更期間中も出願することができる。

### (3) 出願制限

ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願することはできない。

- イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、二つ以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くり募集をする小学科にあつては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

### (4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接）、志願先の高等学校の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出しなければならない。

- イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県立高等学校入学志願理由書を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、愛媛県立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う子女の入学志願許可申請書を志願先高等学校長に提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中（保護者の転勤に伴う子女の志願変更期間中）の出願にあつては、志願変更期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成24年1月13日（金）までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があつた場合は、その写しを平成24年1月20日（金）までに教育長に提出し、協議するものとする。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書（厳封すること。）を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。

オ 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成24年1月13日（金）までに海外帰国子女取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 高等学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があつた場合は、その写しを平成24年1月20日（金）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から平成24年2月16日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

### (5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、平成24年2月24日（金）午前9時から同年3月2日（金）正午までの期間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額（1,250円）に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同年3月2日（金）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

## 4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、平成24年2月24日（金）午前9時から同年3月2日（金）正午までに、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

## 5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(ア) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

平成24年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成23年5月20日愛媛県教育委員会公告）1(1)に定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部分校デザイン科（以下「工業に関するデザイン科」という。）の入学志願者（当該学科を第2志望とする者を含む。）(3)において同じ。）に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
平成24年 3月8日（木）	9:00～9:30	点呼・受検上の注意
	9:45～10:30	国 語
	10:45～11:10	国 語(作文)
	11:25～12:15	理 科
	12:15～13:10	( 昼 食 )
	13:15～14:05	社 会
平成24年 3月9日（金）	9:00～9:30	点呼・受検上の注意
	9:45～10:35	数 学
	10:50～11:50	英 語
	11:50～12:50	( 昼 食 )
	13:00～	面 接 (工業に関するデザイン科 にあっては、実技テスト (30分)終了後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

6 入学者の選抜方法

(1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

(2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を

300点満点とする。

(イ) 調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。）は、135点満点とする。

(ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（以下「A」という。）、調査書点に基づく得点（以下「B」という。）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点（以下「C」という。）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科、専門学科（理数科を 【理数科、総合学科】 除く。）】

満点の比率	得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点			満点の比率	得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点						
	A	B	A	B	C		A	B	A	B	C				
6	2	2			300	100	100	6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100	5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150	5	2	3			250	100	150
4	4	2	$\frac{50x}{250}$	$\frac{50y}{135}$	200	200	100	4	4	2	$\frac{50x}{300}$	$\frac{50y}{135}$	200	200	100
4	3	3	$\frac{50x}{250}$	$\frac{50y}{135}$	200	150	150	4	3	3	$\frac{50x}{300}$	$\frac{50y}{135}$	200	150	150
4	2	4			200	100	200	4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150	3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200	3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に  $\frac{50x}{250}$  又は  $\frac{50x}{300}$  を乗じてAを、調査書点に

$\frac{50y}{135}$  を乗じて B を算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

< 普通科の算出例 >

普通科で A、B、C の満点の比率をそれぞれ 6、2、2 とした場合

$$A = \text{学力検査の成績} \times \frac{300}{250} \text{ (300点満点)}$$

$$B = \text{調査書点} \times \frac{100}{135} \text{ (100点満点)}$$

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算（100点満点）

イ 定時制の課程

(7) 学力検査の成績は、検査を実施する 3 教科とも 50 点満点とし、合計 150 点満点とする。

(イ) 調査書点は、135 点満点とする。

(ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第 1 選抜を行わず、第 2 選抜の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。

また、第 2 選抜の A、B 及び C の満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第 2 選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、C のそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	$\frac{50x}{150}$	$\frac{50y}{135}$	200	200	100
4	3	3	150	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注 1 A の満点の比率を x と、B の満点の比率を y とする。

2 学力検査の成績に  $\frac{50x}{150}$  を乗じて A を、調査書点に  $\frac{50y}{135}$  を乗じて B を算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

(3) 全日制の課程における普通科の通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則第 4 条の規定に従って選抜する。

(4) 海外帰国子女の入学志願者で、第 3 の 3(4)オ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第 1 学年の学級数を限度とする員数については、募集定員を超えることができるものとする。

(5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成24年 3 月 19 日（月）午前 10 時に、当該高等学校において、受験番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

(1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第 1 項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成24年 3 月 19 日（月）から 1 月間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受験票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条に規定する休日を除く日の午前 9 時（平成24年 3 月 19 日（月）にあつては、午前 10 時）から午後 5 時（夜間定時制課程にあつては、午後 9 時）までに、志願先の高等学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第 4 推薦入学者選抜

1 実施学科

平成24年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあつては当該学科の募集定員の 5 パーセントから 15 パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあつては当該学科の募集定員の 20 パーセントから 30 パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあつては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

ア 推薦入学を志願できる者は、平成24年 3 月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であつて、次の要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学校長」という。）が推薦するものとする。

(ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。

(イ) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。

(ウ) 人物が優れていること。

(エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。

(オ) 次の要件のいずれかに該当すること。

a 特別活動において優れた実績を有すること。

b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。

c 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあつては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それ

その学科に関連した教科において秀でていること。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成24年1月23日(月)午前9時から同月30日(月)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月30日(月)にあつては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあつては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。

イ 県内の中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、推薦入学受検票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

ア 調査書

イ 推薦書

5 作文、小論文、面接及び集団討論等

(1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくとも一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	作文・小論文、面接・集団討論等
平成24年 2月9日(木)	9:00~	点呼・受検上の注意
	点呼・受検上の注意終了後	作文・小論文
	作文・小論文終了後	面接・集団討論 (工業に関するデザイン科にあつては、実技テスト(30分)終了後に面接・集団討論)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

(1) 高等学校長は、平成24年2月14日(火)午前10時から同月16日(木)正午までの間に、選抜の結果を推薦入学者選抜結果通知書により在籍中学校長に通知する。

(2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。

(3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、入学確約書を平成24年2月21日(火)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成24年3月19日(月)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

平成24年3月8日(木)及び9日(金)に実施した一般入学者選抜(以下「第1次募集」という。)における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、平成24年3月19日(月)午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成24年3月21日(水)午前9時から同月29日(木)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月29日(木)にあつては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、平成24年3月21日(水)午前9時から同月29日(木)正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日並びに日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
	9:30~10:00	点呼、受検上の注意
	10:15~10:45	国 語



平成24年 4月4日(水)	11:00～12:00	社会・数学・理科・英語の うち2教科を選択受検
	12:00～13:00	( 昼 食 )
	13:10～	面 接

## 6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

## 7 合格者の発表

合格者の発表は、平成24年4月5日(木)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

## 第6 その他

- 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。
- この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

## ○愛媛県教育委員会告示第6号

平成24年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成23年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

## 平成24年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成24年度愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

## 1 募集人員

平成24年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校	160名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名
愛媛県立宇和島南中等教育学校	160名

## 2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

## 3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 平成24年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者
- 平成24年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

## 4 出願期間

出願期間は、平成23年12月15日(木)午前9時から同月21日(水)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月21日(水)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

## 5 出願手続

- 入学志願者は、入学志願書に入学選考料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒(長形3号とし、必ず宛先を明記して80円切手を貼ること。)を添え、在籍する小学校等の校長(以下「小学校長」という。)を経て、志願先の中等教育学校の校長(以下「志願先中等教育学校長」という。)に提出しなければならない。

- 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。

- 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

- 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成23年12月8日(木)までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成23年12月14日(水)までに教育長に提出し、協議するものとする。

- 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成23年12月8日(木)までに海外帰国子女取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成23年12月14日(水)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国子女とは、保護者ととともに県内に住所を有する者又は平成24年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間(帰国した日から平成23年12月14日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

## 6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

## 7 調査書の提出

- 小学校長は、調査書を平成23年12月26日(月)から同月28日(水)まで、平成24年1月4日(水)又は同月5日(木)の午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。

- 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料

を提出するものとする。

- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

#### 8 受検票の交付

中等教育学校長は、平成23年12月26日（月）から平成24年1月5日（木）までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

#### 9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

##### (1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。

##### (2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うものとする。

##### (3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

##### (4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
平成24年 1月9日(月・祝)	8:50	集 合 (志願先中等教育学校体育館)
	9:00～9:25	点呼、受検上の注意
	9:40～10:30	作 文
	10:50～11:50	適 性 検 査
	11:50～12:40	(昼 食)
	12:40～	面 接

##### (5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

##### (6) 受検に当たっての留意事項

ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。

イ 当日の持参品は、次のとおりとする。

受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き（無地）、弁当

ウ イの持参品以外のもの（計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等）の検査場への持込みは、禁止する。

#### 10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

- (1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。

ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。

イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。

- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選考する。

- (4) 海外帰国子女の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

#### 11 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、平成24年1月16日（月）午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

- (2) 中等教育学校長は、平成24年1月16日（月）午前9時から同月18日（水）正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び関係小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

#### 12 選考結果の口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成24年1月16日（月）から1月間とする。

- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く日の午前8時30分（1月16日（月））にあつては、午前9時から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

- (4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

#### 13 入学予定者の手続等

- (1) 入学予定者の手続

##### ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成24年1月16日（月）の入学予定者の発表後から同月20日（金）午後4時まで（受付時間は、午前9時から午後4時まで）とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

##### イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

##### ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票（入学予定者証明書を市町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければ

ならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、関係小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、平成24年3月30日（金）までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について関係小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第7号

平成24年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成23年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

平成24年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成24年度愛媛県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

平成24年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成24年3月末日までに特別支援学校の中学部若しくは中学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、平成24年1月30日（月）から2月10日（金）までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時まで（2月10日（金）にあつては、午前9時から正

午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障害部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校（みなら特別支援学校及び松山城北分校を除く。）の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。

(イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1志望及び第2志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とするとき。

(ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。

(エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1志望及び第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接）、志願先の特別支援学校の校長（以下「志願先校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて志願先校長に提出しなければならない。

(イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、平成24年2月13日（月）午前9時から同月20日（月）午後4時までに、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票（松山盲学校の入学志願者に限る。）

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）

が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成24年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成23年5月20日愛媛県教育委員会公告）2(1)アに定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成24年3月5日（月）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成24年3月21日（水）午前10時に、当該特別支援学校（松山城北分校にあっては、みなら特別支援学校）において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成24年3月21日（水）から1週間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時（3月21日（水）にあっては、午前10時）から午後5時までに、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令第22

条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成24年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、平成24年2月13日（月）午前9時から同月20日（月）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成24年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成23年5月20日愛媛県教育委員会公告）2(1)イに定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成24年3月5日（月）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成24年3月21日（水）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

本科入学選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 平成24年度愛媛県立特別支援学校高等部入学定員

学 校 名	学 科 名		入学定員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専 攻 科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24
みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
みなら特別支援学校 松 山 城 北 分 校	本 科	普 通 科	8
		産 業 科	8
今 治 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
宇和特別支援学校 ( 聴 覚 障 害 部 門 )	本 科	普 通 科	8
宇和特別支援学校 ( 知 的 障 害 部 門 )	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
新居浜特別支援学校	本 科	普 通 科	16
計			282